

暫定ケアプランに関するQA早見表

	暫定ケアプラン 作成事業所	予想	結果	給付の可否	居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	可否	QANo.
1	居宅	要介護	要支援	給付対象とならない <例外的に可能な場合> ①自己作成とみなす(国Q&A)(総合事業の訪問型・通所型サービス含まない場合に限る) ②暫定プラン作成者が同一法人の居宅と包括を兼務の場合(含:みなし兼務) ③居宅が包括と委託契約を締結している場合 ※上記②③の場合、サ計提出において適用日を遡ることが可能	請求不可 ①請求不可 ②③介護予防支援費(介護予防ケアマネジメント費)の請求可能 ③の場合、委託居宅は包括からの委託料を受けることが可能		問4
2	居宅	要介護	要支援	<置き換えが出来ない場合> ・居宅サービス、総合事業の訪問型・通所型サービスの両方の指定を受けている事業所をプラン上に位置付けるとともに、予め利用者に対して、認定結果が予想と異なっていた時は全額自己負担になることの十分な説明が必要	請求不可		問5
3	居宅	要介護	要支援	<置き換えが出来る場合> ・総合事業において自己作成は認められていない ・ <u>やむを得ない事情がある場合</u> 、包括が給付管理票を提出することにより、総合事業の支給を受けることが可能(サ計提出において適用日を遡ることを認める)	居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	不可	問6
4	委託居宅	要支援	要介護	給付対象とならない <例外的に可能な場合> ①自己作成とみなす(国Q&A) ②暫定プラン作成者(委託居宅)が正式なプランを作成する場合、サ計提出において適用日を遡ること可能(置き換えが出来る場合)	介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	不可	問1 問3

				給付対象とならない	介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	不可	
5	包括	要支援	要介護	<p><例外的に可能な場合></p> <p>①自己作成とみなす(国Q&A)</p> <p>②暫定プラン作成者が同一法人の居宅と包括を兼務の場合、サ計提出において適用日を遡ること可能(含:みなし兼務)(置き換えが出来る場合)</p>	<p>①請求不可</p> <p>②居宅介護支援費請求可能</p>		問1 問2
6	包括 委託居宅	要支援	要介護	<p><サービスの置き換えが出来ない場合></p> <p>①認定有効期間開始日から要介護者として取り扱う ↓ 総合事業の訪問型・通所型サービスは全額自己負担</p> <p>②認定有効期間の開始日から介護給付によるサービス利用開始日の前日までの間を事業対象者として取り扱う(要支援認定申請時に既に「事業対象者」の被保険者証の交付を受けている場合) ↓ 当該期間中、総合事業の訪問型・通所型サービスについて支給可能であるが、介護給付によるサービス(福祉用具等)については全額自己負担</p>	<p>①プラン作成者が包括と同一法人の居宅を兼務している場合(含:みなし兼務)や、委託を受けている居宅の暫定プラン作成者が正式なプラン作成をする場合は、居宅介護支援費請求可能</p> <p>②変更年月日後、居宅介護支援費請求可能(変更年月日の属する月の前月以前について、地域包括支援センターが給付管理を行っている月は、介護予防ケアマネジメント費請求可能)</p>		問8
7	包括	要支援	自立	<p>要支援認定時に基本チェックリストが添付されていて事業対象者に該当している場合、サ計提出において適用日を遡ることが可能(置き換えが出来る場合) ※要支援認定申請と「介護予防ケアマネジメント依頼届出書」の同時提出は不可</p>	<p>介護予防ケアマネジメント費請求可能</p>		問6 問7

Q 窓口で認定申請を受け付け、その後、包括が訪問して「自立」になるかもしれないと、基本チェックリストの提出をしてきた場合、認定結果が出るまでの間であれば、受理は可能か。



A 申請後、追加提出された基本チェックリストを受理することは可能だが、介護予防ケアマネジメント依頼届出書の適用日は、当該基本チェックリストを区役所・支所又は地域包括支援センターで受け付けた日までしか遡及できない。